

日進香久山西部 区画整理組合だより

第 3 号
平成30年8月

発行：日進香久山西部土地区画整理組合

はじめに

残暑の候、組合員の皆様におかれましては、ご清栄のこととお慶び申し上げます。例年
にない暑さも、幾分和らいできましたが、夏の疲れが出てくる頃です。くれぐれも体調に
はお気を付けください。

現在、組合事務所の開所から、約9か月経ちました。当事務所を皆様との意見交換の場
として、また、組合事業に限らず、畑作業等の休憩所としてもお気軽にお立寄りください。

さて、平成30年7月21日に平成30年度第1回総代会を開催し、平成29年度事業
報告、決算、財産目録、評価員の選任について承認及び可決をいただいたことをご報告い
たします。

現在の組合事業の状況としましては、5月初旬に換地設計に伴うアンケート調査を実施
し、組合員の8割弱の方々より回答を得ることができました。ご協力いただきありがたう
ございました。アンケートの結果は次頁をご覧ください。

なお、5月下旬より測量を進めておりますが、この測量は将来の道路や公園等の位置を
把握し、来年度予定しております仮換地指定に必要となる作業でございます。組合事業推
進のためご理解をお願いいたします。

今後とも役員一同、一丸となって事業推進に努力いたしますので、組合員の皆様方のご
協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

日進香久山西部土地区画整理組合
理事長 山田 隆夫



《 役員会 》



《 測量作業 》

今号の内容

- ・平成30年度第1回総代会
- ・アンケート調査の結果について
- ・今後の事業予定
- ・立竹木の管理についてのお願い
- ・組合からのお願い
- ・問い合わせ先

平成30年度第1回総代会

平成29年度事業報告・収入支出決算・財産目録の認定及び評価員の選任を上程し、可決承認を得ました。

【平成29年度主な事業概要】

- ・平成29年 8月22日 愛知県知事より組合設立認可の公告がされました。
- ・平成29年 9月16日 第1回総会にて理事9名、監事3名が選任されました。
- ・平成29年11月30日 総代選挙にて24名の総代が選任されました。
- ・平成29年12月23日 組合事務所を開所しました。

【平成29年度収入支出決算】

平成29年8月22日より平成30年3月31日まで

収入決算額 51,772,413円

支出決算額 50,816,800円

差引残額 955,613円 ※ 差引残額は平成30年度へ繰越します。

(単位：円)

科目	決算額	摘要
補助金及び助成金	44,772,400	日進市補助金
保留地処分金	0	
寄付金及び雑収入	13	預金利子
借入金	7,000,000	
繰越金	0	
合計	51,772,413	

(単位：円)

科目	決算額	摘要
工事費	1,633,250	組合事務所開所関連工事、賠償責任保険
補償費	0	
調査設計費	38,307,600	組合設立に要した費用、基準点測量、他法令申請
会議費	0	
事務所費	10,798,602	報酬、事務委託費、備品費、需用費等
利子元金	4,568	
負担金	0	
雑支出	72,780	会費、出資金等
元金償還金	0	
合計	50,816,800	

【評価員の選任】

次の3人の方が評価員に選任されました。(敬称略)

- ・ 山田 秀夫 (税理士)
- ・ 伊藤 敏之 (元日進市職員)
- ・ 志水 浩二 (日進市建設経済部長)

※ 評価員は、換地設計に係る路線価や土地評価、保留地処分の際の売買単価について組合に意見を述べる役目を果たします。

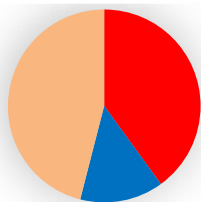


アンケート調査の結果について

平成30年5月に実施したアンケートは、219名の方に通知し、回答者が176名、未回答者が43名でした。主な結果は、次のとおりです。

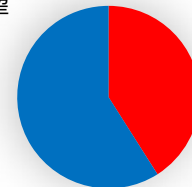
① 換地の位置について

- 原位置換地希望
- こだわりなし
- その他(南向きの土地、角地、土地を集約してほしい等)



② 将来の土地利用について

- 戸建て・店舗・アパート希望
- 未定



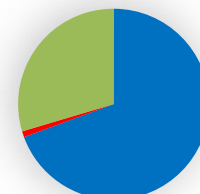
③ 換地面積の確保について

- 減歩後の面積でよい
- 土地を集約
- 面積を確保したいので金銭負担してもよい。
- 換地の代わりに金銭清算
- その他



④ 保留地の集約について

- 賛成
- 反対
- わからない



※ 回答内容について確認等が必要な方には個別相談等の実施を予定しております。

今後の事業予定

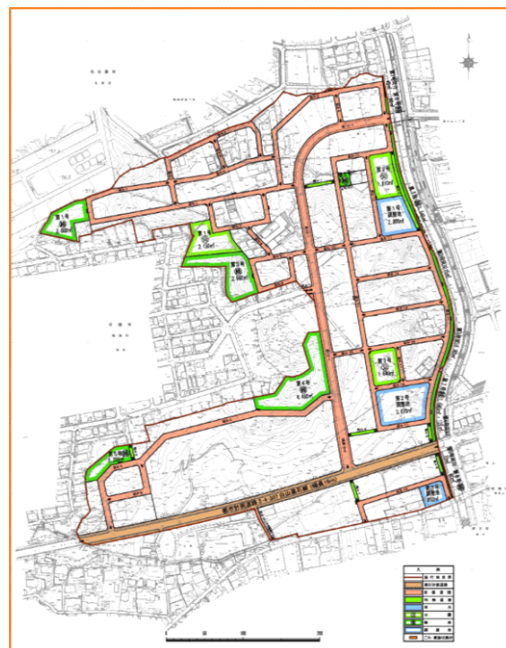
項目	平成30年度				平成31年度			
	4	8	12	3	4	8	12	3
① アンケート調査及び個別相談等	—————							
② 換地設計	—————							
③ 仮換地(案)の説明					—			
④ 仮換地指定						◎		
⑤ 総代会		○		○	○	○		○
⑥ 評価委員会					◎			
⑦ 工事着手							—————	—————

- ① アンケート調査及び個別相談等・・・組合員皆様の区画整理に対する考え方や希望等を可能な限り換地設計に取り込むための調査です。換地設計を進めて行く過程で個別に相談が必要になった場合、組合より連絡をします。
- ② 換地設計・・・・・・・・・・・・・・・・・・換地（区画整理後の土地のことを言います）を定める基準となる、換地規程及び土地評価基準を作成します。また、整理前後の路線価を定め、土地の評価を行ったうえで仮換地(案)を作成します。
- ③ 仮換地(案)の説明・・・・・・・・・・・・仮換地(案)を組合員の皆様に説明する期間です。
- ④ 仮換地指定・・・・・・・・・・・・・・・・総代会の議決を経て、組合員の皆様に通知します。

※ 円滑な事業推進のため、仮換地指定前に工事に着手する場合は、関係する組合員の皆様よりご同意をいただき進めてまいります。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

立竹木の管理についてのお願い

土地区画整理組合の発足に伴い、事業区域内の道路は組合が管理していますが、事業区域内の皆様が所有される土地は、仮換地指定までの期間、従来どおり、個人管理となります。立竹木の枝等が道路に越境し、通行の妨げになりそうな場合、また、事業区域内外の建付地へ越境している場合は、皆様で対応していただきますようお願いいたします。



【設計図】

組合からのお願い

* 所有権移転等をされた方へ

売買、相続等により土地の所有権を移転された方は、その土地の『全部事項証明書（写し可）』をご提出ください。また、土地の名義を単独から共有へ、或いは共有から単独にされたとき、土地の合筆、分筆等をされたときも、その土地の『全部事項証明書（写し可）』をご提出ください。

* 転居等によりご住所を変更された方へ

転居等によりご住所を変更された方は、新しい住所を記載したものを、組合事務所までご提出ください。通知等を新住所へご送付します。

* 建築等の規制について（土地区画整理法第76条）

土地区画整理区域内で、建物の建築、工作物の設置及び土地の造成等の行為は、規制されております。これらの行為を計画される場合は、事前に組合事務所までお問い合わせください。

問い合わせ先

組合事務所

住 所 〒470-0132 日進市梅森町新田135番地623
電話番号 052-680-8875 FAX番号 052-680-8876
開所日時 月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで
 （ただし、正午から午後1時までは休務）
休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆等）